

出生届（日本国外 出生子）について

以下の質問に該当する回答欄にレ点を記し、氏名を記入及び署名された上で、本アンケートを下記書類と共に添えて、出生後3ヶ月以内に届け出てください。

母親に関し： 初婚 再婚

1. 婚姻届（又は離婚届）の提出先

在バンクーバー総領事館 その他の在外公館（公館名：_____）

本籍地へ直接届け出た。 未提出

2. 外国人と結婚している場合

戸籍の姓は変更していない。 戸籍の姓を外国人配偶者の姓に変更した。

外国人配偶者の国籍は、現在の戸籍に記載されているものと： 同じ 異なる

3. 再婚の場合（離婚や配偶者死亡等により）

前婚の解消日より300日以内にお子様が生まれた。

前婚の解消日より300日以降にお子様が生れた。

届出人（日本人親）氏名： _____ 署名： _____

連絡先電話番号： _____ 日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

記

提出（及び提示）書類

1. 医師（助産婦）作成の出生証明書..... 2通
2. 上記証明書の和訳文..... 2通
3. 出生届..... 2通
4. 届出人（日本人親）のパスポート
及び 当国滞在許可証（永住者はPRカード）提示
5. 州政府発行の出生証明書.....提示
6. 父母婚姻後の戸籍謄（抄）本（写）提示

（4.については来館届出の場合に原本の提示を、郵送届出の場合はコピーでかまいません。

また、5. 及び6. については、所持されている場合をお願いします。）

在バンクーバー日本国総領事館（領事班）

#900-1177 West Hastings Street,

Vancouver, B.C., V6E 2K9

Tel. 604-684-5868 内線 232 又は 244, Fax 604-687-2236, e-mail: consul@vc.mofa.go.jp